

○益田市狩猟免許取得奨励事業補助金交付要綱

平成23年4月1日

益田市告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物被害の防止のため、その捕獲等に必要第一種又は第二種銃猟狩猟免許の取得を奨励することを目的として、銃砲所持許可を受ける者に対し、予算の範囲内において交付する益田市狩猟免許取得奨励事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 連続する2か年度以内に新たに第一種又は第二種銃猟狩猟免許に係る狩猟免許状及び銃砲所持許可証の交付を受けた者
- (3) 狩猟免許取得後は益田市猟友会に入会し、一定の要件を備えた後は、率先して有害鳥獣捕獲に従事することを誓約できる者
- (4) 市税の滞納がない者

(交付対象経費等)

第3条 補助金の交付対象経費及び交付額については、別表のとおりとする。

(手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第一種若しくは第二種銃猟狩猟免許に係る狩猟免許状又は銃砲所持許可証の交付を受けた日のいずれか遅い日が属する年度以内に、益田市狩猟免許取得奨励事業補助金交付申請書及び請求書(様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付に係る手続等については、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)の定めるところによる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月2日告示第241号)

この告示は、平成23年12月2日から施行する。

附 則(令和元年7月10日告示第68号)

この告示は、令和元年7月10日から施行し、この告示による改正後の益田市狩猟免許取得奨励事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年9月29日告示第310号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月21日告示第61号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

狩猟免許試験事前講習会受講料、狩猟免許申請手数料、猟銃等講習会受講料、教習射撃資格認定申請手数料、猟銃用火薬類譲受許可手数料、教習射撃受講料、銃砲所持許可申請手数料、写真代、診断書料、ガンロッカー購入費用、装弾ロッカー購入費用その他狩猟免許及び銃砲所持許可を受けるために必要な経費で市長が認める経費	交付対象経費に1/2を乗じて算出した額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、算出した額が8万円を超える場合は、8万円とする。
---	--

様式（第4条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請人
住 所
氏 名
T E L

年度益田市狩猟免許取得奨励事業補助金交付申請書及び請求書

年度益田市狩猟免許取得奨励事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度益田市狩猟免許取得奨励事業
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
- 3 補助金の振込先
 - 金融機関名 支店名
 - 口座種類
 - 口座番号
 - 口座名義人（フリガナ）
- 4 添付書類
 - (1) 第一種又は第二種銃猟狩猟免許状及び銃砲所持許可証の写し
 - (2) 領収書等経費の内訳が分かる書類
 - (3) 益田市猟友会長が証明する所属証明
 - (4) 市税に滞納がないことを証明する書類

様式（第4条関係）